

法人こおりやま

2014. 2

第428号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 公益社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)
発行人 有馬賢一 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



題名 想い出の我家

提供 大波 天久
中国書法研究院客員教授
郡山法人会副会長

目次

税務署ニュース 給与所得者の確定申告について……………	2
税のミニ通信 自動車関連税制は 増税あり減税あり……………	3
経営者個人保障制度と その改善動向……………	4
三本の矢で射抜き通す 商売のやり方……………	6
トピックス……………	8

税務署ニュース

給与所得者の確定申告について

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成26年2月17日(月)から同年3月17日(月)までです。還付申告については、平成26年2月17日(月)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません。)

確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

計算式

各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます。

「課税される所得金額」に所得税の税率を乗じて、「所得税額」を求めます。

「所得税額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きします。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える。
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える。
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える。
※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた。
- ⑤ 給与について、災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた。
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている。



便利な

申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

税のミニ通信

自動車関連税制は増税あり減税あり

自動車関連税制については、企業にとっても家計にとっても大きな関心事である。平成25年12月に発表された平成26年度税制改正大綱において自動車関連税制の今後の方向性が示されたが、その内容は次のようである。



東北税理士会郡山支部
税理士 小宅 英次

1.自動車重量税(国税)

エコカー減税について、平成26年4月1日以後の新車新規検査の際に自動車重量税が免税となる自動車は、最初の継続検査等の際に自動車重量税が現行の75%軽減から100%軽減(免税)に拡充される。一方、新車新規登録から13年超18年未満の経年車については、現行の5,000円から平成26年4月1日以降(平成28年3月31日まで)は5,400円に、平成28年4月1日以降は5,700円に、と段階的に税率が引き上げられる。

2.自動車取得税(地方税)

自動車取得税については、消費税率8%引き上げ時(平成26年4月1日以後取得分)から、自家用車は現行の5%から3%に、営業車・軽自動車は現行の3%から2%に引き下げられる。また、エコカー減税については、現行の75%軽減車は80%軽減に、50%軽減車は60%軽減に、それぞれ拡充される。なお、自動車取得税は消費税率10%引き上げ時(平成27年10月1日予定)に廃止される予定である。

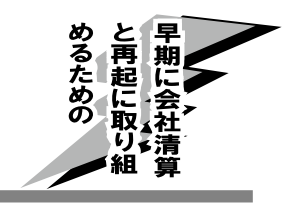
3.自動車税(地方税)

自動車税については、平成26年度及び平成27年度新規登録車で、①平成32年度燃費基準を満たし、かつ平成27年度燃費基準値を20%以上達成したものは75%軽減、②平成32年度燃費基準に限らず、平成27年度燃費基準値を10%以上達成したものは50%軽減、とされた。ただし、経年車については、ディーゼル車(バス・トラック)が新車新規登録から11年超で10%の重課、ディーゼル車(バス・トラック以外)が新車新規登録から11年超で15%の重課、ガソリン車(バス・トラック以外)が新車新規登録から13年超で15%の重課と、それぞれ負担増となる。

4.軽自動車税(地方税)

軽自動車税については、平成27年4月1日以後取得の新車のうち、四輪以上のもので、①乗用・自家用が現行7,200円から10,800円に、②乗用・営業用が現行5,500円から6,900円に、③貨物用・自家用が現行4,000円から5,000円に、④貨物用・営業用が現行3,000円から3,800円に、また、原動機付自転車(50cc以下)で、現行1,000円から2,000円に、それぞれ増税となる。さらに、新車新規登録から13年超の経年車については、上記①～④についてそれぞれ12,900円、8,200円、6,000円、4,500円にまで引き上げられる。

以上のように、大綱では自動車関連税制(車体課税)について、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動を踏まえたかたちの「増減税混在型」となった。概要を言えば、普通車減税、軽自動車・経年車増税である。そして、忘れてはならないのが平成26年4月1日以降は消費税率が8%(平成27年10月1日以降は消費税率が10%予定)になるということである。自動車の購入・買換に際し、これらを十分に検討したうえでの決断が求められる。



早期に会社清算
と再起に取り組
めるための

経営者個人保証制度と その改善動向

未来事業(株)
経営コンサルタント
松本 長久

平成25年12月1日付の日経新聞によると、「政府は業績が悪化した中小企業の経営者が転業したり再び起業したりしやすくするため、早期に会社清算や再建に取り組める仕組みを作る」とあります。

本稿は、この「経営者個人保証制度」と、その改善の動向について検証していきたいと思います。

個人保証制度 見直しの気運

この保証制度は、中小企業のオーナー経営者が、会社の借入に対して、連帯保証をしているものです。

これは、会社の担保不足を補うと共に、放漫経営を

防ぐ（経営者のモラルハザードを防ぐ）狙いから設定をされました。

それ以降、金融機関は中小企業への融資を行う場合には、一つには物的担保、そしてこの経営者個人保証を、あたかも当たり前のように融資条件として実施してきました。

しかしながら、最近では欧米諸国との条件の比較から、これを再度見直す必要があるのではという意見が多く出されています。

現政権は、中小企業の起業率並びに廃業率を5年以内に、欧米なみの10%台にもっていくことを打ち出しておりあります。

つきましては、まず中小

企業庁事業環境部金融課による最新の「個人保証制度に関する中小企業の実態調査」という報告書を基に、各項目について検証したいと思います。

1. 個人保証の提供状況について

金融機関から借入がある会社の86・7%が個人保証をしていると回答しています。

これは、いままでの慣例として中小企業への貸し出しについては、金融機関が待ったなしで、オーナーから個人保証を取ってきたことを表しています。

このときに、金融機関から適切な説明があったととする企業は全体の32・3%と

少なく、いかに金融機関側の事情から、当たり前のように履行されてきたかということが伺えます。

2. 個人保証以外の物的担保の提供について

個人保証をしている経営者のうち、約4割の方が、経営者個人の自宅の土地・建物を担保に提供しています。

個人保証だけではなく、実際に経営者が所有している資産に対して、正式な担保設定を行っているという大変厳しい内容となっています。

これらは、中小企業がいままでにおいて、いかに資金調達に苦慮してきたかを表しています（このような条件を呑んでも資金調達を行わなければならない）。

3. 個人保証の提供先について

個人保証の提供先としては、「メインバンク」が88・8%と大半を占めております。

現状では、メインバンク

だからといって積極的に支援をしてくれる状況ではありません。

むしろ、メインに「がんじがらめ」になっていて、かえって資金調達に支障をきたすケースも見受けられます。

4. メインバンクによる経営者の個人資産の把握状況

メインバンクが経営者の個人資産を正確に把握している、あるいはほぼ正確に把握しているは全体の80%です。

経営者は、毎年「確定申告の書類」や「納税証明書」、「不動産等の証明書」などを提出している、あるいはさせられているとなっています。

いかに金融機関から「がんじがらめ」になっているかが分かります。

5. 個人保証の金額について

個人保証の金額については個人資産と比べて多いが49・7%となっており、これらは企業が破綻した場合

には、個人も破綻を余儀なくされることを表しています。

6. 個人保証を求められた理由について

個人保証を求められた際の金融機関の説明については、「債権の保全のため」が50・3%と多く、「特に説明は受けていない」という回答も36%に及んでいます。

ことの重大さを考えると、これらのことは大変問題があるところだと思います。

7. 個人保証提供後の弊害について

「精神的負担が大きい」(55・1%)、「経営陣の世代交代が難しい」(33・5%)、「他行からの新規融資が受けにくい」(21・5%)。

「事業の承継」ということを考えた場合、この個人保証の問題がネックになり、後継者が尻込みして、結果的に、企業が廃業を余儀なくされるというケースも見受けられます。

ある金融の専門家に言わせると、「そもそもその融資を受ける企業の返済能力に問題があり、個人保証を取らなければならないのであれば、そのような企業に資金を貸してはならない」といった極端な意見もあります。

再生支援協議会の活用

次に、中小企業再生支援協議会における事業再生について検証していきたいと思えます。

経営者の個人保証の問題を考えると、事業の再生は切っても切り離せないからです。

なお、各都道府県に一箇所、中小企業再生支援協議会が設置されております。

この協議会の一番の企業にとつてのメリットとしては、取引金融機関を調整して、ケースによつては「金融機関に債務免除を実施させることができる」という点にあります。

しかしながら、協議会の支援を受けて企業の再生を行った場合に、「債務免除無し」といったケースが79・2%となっており、企業の財務内容の毀損度やその再生可能性の程度にもよるが、金融機関からの債権放棄の同意取り付けが、いかに困難であるかが現れています。

そのなかで、債権放棄ができない理由として、「経営者の放漫経営」が理由として挙げられています。

それでは、中小企業の経営が破綻して、実際に個人保証を履行する場合はどうでしょうか。

個人保証履行時に、個人資産の全てを提供したというケースが40%となっており、ます。

また、そのときに「個人の金融資産」、「自宅所有権」、「自家用車を失う」といったケースが多く、個人資産については、残余財産がほとんど残らないという結果が出ています。

この点は、中小企業の経

営者にとつて企業が破綻した場合には、大変厳しい状況になるということです(再起が難しい)。

これではあまりにもオーナー経営者に負担が重過ぎるという意見が強くなり、平成25年4月23日付で、中小企業庁と金融庁が新ガイドラインを発表しました。

これによると、企業が破綻しても、個人保証をしている経営者について、生活に必要な最低限の資産(自宅、個人預金など)は残すというものです。

ただし、個人資産について外国などに隠して虚偽の申告をしているケースは、適用から除外されるというものです。

また、平成25年2月18日付で法制審議会民法部会が、この個人保証について、平成27年までに、民法の改正を行うとしています(これが実施されれば何十年ぶりの大掛かりな法律改正になります)。

平成25年12月1日付での

政府の発表では、「早期に事業の再生を決断した中小企業の経営者」について、以下のことを検討するとしています。

(1)一定の生活費(99万円から460万円程度)や華美でない自宅は没収しない
(2)一律に経営者の交代を求めない
(3)債務整理した事実を信用情報機関に登録せず、新規の事業資金の調達がしやすくなる

これらの新指針は、再度起業したいという意欲のある経営者の再起を支援することになります。

また加えて、「事業の持続性が無い」中小企業の廃業を促して、市場における資源(人、物、金)の有効活用を促進させる働きにもなります。

金融庁、中小企業庁、法制審議会並びに政府が上手く連携を取り、意義のある「経営者保証制度」の改革につなげていただければと思います。

思えば遠くへ 来たもんだ

大晦日の夜、『まつり』を熱唱してサブちゃんはいった。逝ったのは島倉千代子であって、彼は去(い)ったのだ。

連続出場50年という節目を大義名分に、切られる前に自らを切る。見上げた巧さである。

昭和も通算89年…、思えばずいぶん遠くへ来たもんだ。

基盤がこれだけ変わったのだから、各界リーダーの60〜70代現役生も去ることを考えたい。

代わりは幾らでも居る。オレでなければ…と力むこともない。

腕から血が出て、一時もすればかさぶたができ血は止まる。組織とはそういうものだ。

金はそこそこでいい、健康のためにというが、職場には子育て真っ最中の30〜40代もいる。彼らのモチベーションを下げてはいけない。

職場は健康管理の場ではない。

それならジムへお行くと論じたい。昼間から大風呂が楽しめるぞ。

「仕事が趣味」なんて何と寂しい人生か。楽しいことはいくらでもある。

それを探す勇気がないから職場にしがみつく。

三本の矢で射抜き通す 商売のやり方

消費税アップ後の
2年間を乗り越えるために

現代経営教育センター代表 大塚 則弘

好縁社会が やってきた

長く職場の縁(職縁社会)でつながってきたが、今や趣味や好きなことにつながる「好縁社会」になった。

いま社会の中核を背負う40代は、あの大阪万博期に生まれた70年生だ。幼少期から知足経済(足るを知る)の中にあり、貧乏を知らない。

60年安保・集団就職列車・東京五輪そして大阪万博と、働き通してきたオジサンたちとは異なる者たちだ。

彼らが社会人になった時、バブルが崩壊…。給料は上がらず、上には団塊世代がごつそりで昇進もできない。

そのうえ新人を採らなくなったから、今でも下層にいる。

このように今日までの20年余り、彼らはあまり良い目は見ていない。

①競争よりは共生、②上下関係よりヨコの連帯感、③自分の感動に忠実に、④主義主張・趣味・好きなことを共有する仲間との絆を

大事にする。

そして、⑤「やさしい」が信条で、自分にやさしいから人にもやさしい。

職場では、そこにキャリア志向のパワー女性に加わる。

家庭にあつては女系家族がよみがえり、50〜60代主婦が采配をふるう。男はついていく「楽しさ」を知る。

女系家族形態で 社会は安定化

生き物の世界では、女系家族が社会を安定させてきた。

今の40代が時代を仕切っていくこれから先は、「まತ್ತりの大人の国」に向かう。

成長から「成熟」が叫ばれて久しいが、ひとは大きな変化など求めてはいない。「まったり」が心地良いのだ。

かつて『明日という日は、明るい日と書くのねえ』と女性が歌ったように、この国はバブルとリーマンの谷を越え、ますます健全になっていく。

女系化で社会基盤が安定していくなかで、他国にない良いものが揃っているからだ。

先人たちが培ってきたモノ作りの技術は益々であり、品質とメンテにかける心は世界一と他国が認めるほど。優秀で真面目な国民性も健在だ。

モノ作りに加え、近年は「お・も・て・な・し」のソフトウェアも見直されている。(う・ら・は・な・い・の・か・とツツコミたい)二段階の消費税アップも、クリアできる力は備わっている。

いま経営者に求められるのは、この潮目の変化の認識であり、それに沿った経営の再構築である。

一矢の 釣りは魚の いる所に垂らす

「誰にも合うものは、だれにも合わない」、名言である。

万人を相手にしない。マスコミから遠ざかり、ミニコミ・ロコミ・ネットの縁

を大事にする。

「満足した客は最大のセー
ルスマン」に徹すれば営
業マンもいらぬ。無店舗
でもいいける時代だ。

まずは客層を絞る勇気か
ら始めたい。

来年から相続税上げを決
めた国税庁が思うように、
確かにシルバー世代はお金
持ちだ。

しかし彼らは欲しい物は
みな持っている。また物欲
は加齢とともに減る。(…
断・捨・離)

だから金持ちのシルバー
より、購買必要度の高い40
〜50代現役をターゲットに
据えたい。

先立つもの(お金)もさ
ることながら、購買の原点
は「欲しい」の必要性にあ
る。

いつの時代も購買意欲の
旺盛な女性がメイン顧客。

(男物を買うのも女性)

30代女性は可処分所得が
多く、ワンランク上が好き。

60代女性はわが家の財布
の自由度が高いから、この
二層は特段に絞り目となる。

女性はおしゃべりと買い

物で心の安定感を得るとい
うから大きな釣り堀だ。

女性をくすぐるには、コ
ト(記念日)、心の潤い(エ
ステ・ネイル)、気持ちいい
(馴染み扱い)、体にいい
(野菜)、優越感(和光)、季
節感(旬)など…。

二の矢 商品を売らず、 感動や状況を売る

商品説明を営業活動と勘
違いしてはいけない。

購入前の今すべきことは、
顧客が「商品を手にした時
の得」を描いてやることだ。
それは時に感動であり、
贈り手への愛かも知れない。

売れる保険のセールスマ
ンは「家族への愛」を売る。
化粧品屋は「夢」を売り、
宅配業者は明日届くの「安
心感」を売る。運送業では
ない。

また買った物をお披露目
(自慢)できる場面や状況
を創ってあげることが、得
の演出につながる。

同窓会に行った時、この
洋装やネックレスで、どん
なに優越感に浸れるか、場

面をふくらませてあげる。
ビニール傘の多い昨今、
この大判のおしゃれ傘が、
どんなにか街中で映える
か、状況を描いてあげる。
自社商品は、感動演出の
小道具の位置づけ。

客はそれを手にした時の
得が欲しいから、「結果と
して」自社商品が客先に渡
る。これが営業活動だ。

三の矢 利は元にあり、 仕入れで決まる

株をやって長い。ずいぶ
んと儲かって…と最近い
われるが、これまでの損を取
り戻しつつある程度のもの
だ。

株は相場で動く。上がる
日もあれば、下がる時もある。
降ったら晴れるし、晴
れたら降るのが覚悟で臨む
ことだ。

全面安の日でも、プラス
を出している株がある。仕
入れが旨くいっただのだ。
逆に大方の株が上昇して
いるチャンスなのに、赤字
から浮上できない株もある。

高値で仕入れた結果だ。

ものは売り手と買い手の
気持ちで決まるから、商売
のコツは株と同様、いかに
安値で仕入れるかに尽きる。

良い物を良い値で仕入れ
られれば、軒先につるして
おくだけで売れてゆく。

仕入れの苦労にくらべた
ら、販売などは楽なものだ。

仕入れが命の商売におい
て、仕入れ値以上に難しい
のは、良い物の発掘だ。

良い物、すなわちホンマ
物を探し出してくるバイヤ
ーの腕が、商売の生命線と
いえる。

少量数しかないホンマ物
には、誰もが良い値を出し
てくる。

それを分けてもらうには、
農家・漁師などの生産者や、
問屋・仲買などとの日頃の
仲が大事となる。

ホンマ物の育成に共同開
発したり、生産者が不漁で
困った時に資金援助するな
ど、世代を超え時間をかけ
た人間関係づくりが大事と
なる。

相手が困ったとき、自分
も苦しいがいかに援助に回
れるか、日頃の行いしかホ

ンマ物を分けてもらう手立
てはない。

牛丼戦争よろしく汎用品
を売っている限り、値下げ
競争に巻き込まれ、利益は
出にくい。

2年を乗り越え 五輪へ

一年前に言い当てたよう
に、再び五輪がやってくる。

かつては『あの日ローマ
で眺めた月が』と、三波
春夫の明るい歌声が人々を
奮い立たせた。

6年後、「成熟した大人
の大国・ニッポン」を歌う
のは氷川きよし。

サンバの国ブラジルから
引き継ぐからアップテンポ
で、歯切れのいいリズムの
彼が本命だ。

時代はサブちゃんから、
きよしに託される。この現
象の中に、あなたも在る。

さて問題。
出てきた歌手は何人か。
4人…、いや、五輪(人)
でした。

トピックス

新春講演会・新春賀詞交歓会開催

1月23日、新春講演会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。講演会にジャーナリストの長谷川幸洋氏を迎え、会員はじめ一般聴講者約90名が来場した。「激動する政局のゆくえ」をテーマに東京都知事選や靖国問題などについて講演し、来場者は真剣な表情で講演に耳を傾けていた。

新春賀詞交歓会には会員約60名が出席し、有馬会長があいさつ、郡山税務署長、平山勇氏が祝辞を述べた。郡山出身のバイオリニスト、加藤菜々子さんのすばらしい演奏を聴きながら、出席者らは和やかに交流を深めていた。



新春講演会 長谷川幸洋氏



新春賀詞交歓会

女性部会 会員卓話による研修会開催

1月28日、郡山ビューホテルアネックスにおいて、女性部会第2回会員卓話による研修会を開催した。

女性部会副部会長の榊福豆屋 代表取締役 小林裕子氏が講師となり、「駅弁今昔」と題し、駅弁の歴史や、時代にあったメニュー作り等の苦労話などについて講演した。

研修会終了後、新年会員懇談会を開催し、美味しいお料理をいただきながら、楽しいひとときを過ごした。



インターネットセミナーのご案内

郡山法人会ではインターネットを使った経営に役立つ無料セミナーの配信をしております。地域企業の多様なニーズに応え、豊富なコンテンツの中からいつでも見たいセミナーを受講できます。セミナーは受けたいけど忙しくて時間がとれない方や、遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい方にお勧めです。

インターネットセミナーは郡山法人会ホームページから利用できます。ログインID及びパスワードについては、事務局までお問い合わせ下さい。

www.koriyama-hojinkai.or.jp/

「消費税率引き上げーそのポイントと実務対応」セミナーのご案内

消費税の基本から税制改正の内容、実務処理のポイントまで、わかりやすく解説します。皆様のご参加をお待ち致しております。

日時：平成26年2月19日(水)

午後1時30分～4時30分

会場：郡山法人会館 3F 多目的ホール

・講師：税理士 行政書士 星 叡 氏

・受講料：会員 3,000円／非会員 5,000円

・申込方法：郡山法人会事務局までお申込下さい。

お詫び

上記セミナーのチラシを「法人こおりやま」1月号にてご案内しておりましたが、日時欄の開始時間が洩れておりました。大変ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんでした。